

日進市耐震関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

令和 4 年 2 月 22 日
要 綱 第 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市が交付する耐震関連事業（次条各号に掲げる要綱に規定する事業をいう。以下同じ。）に係る補助金を申請する者（以下「申請者」という。）が、当該補助金の交付請求及び受領を耐震関連事業に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）に委任する場合の手続（以下「代理受領」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(代理受領を利用することができる補助金)

第2条 次に掲げる要綱に規定する補助金の交付請求及び受領については、この要綱に定めるところにより代理受領を利用することができる

- (1) 日進市耐震改修費補助事業補助金交付要綱（平成18年日進市要綱第43号）
- (2) 日進市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金交付要綱（平成21年日進市要綱第12号）
- (3) 日進市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成23年日進市要綱第17号）
- (4) 日進市非木造住宅耐震診断費補助事業補助金交付要綱（平成24年日進市要綱第34号）
- (5) 日進市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成27年日進市要綱第27号）
- (6) 日進市木造住宅除却工事費補助金交付要綱（平成29年日進市要綱第22号）

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、前条各号に掲げる要綱において使用する用語の例による。

(届出)

第4条 代理受領を利用しようとする申請者は、補助金の交付申請書を提出する際に、代理受領届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合は、完了に係る報告書を提出するときまで代理受領届出書を提出することができる。

(届出の確認)

第5条 市長は、前条に規定する代理受領届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出確認通知書（第2号様式）により当該届出書を提出した申請者に通知するものとする。

(届出の取下げ)

第6条 代理受領届出書を提出した申請者が、当該代理受領届出書を取り下げようとするときは、完了に係る報告書を提出するときまでに代理受領届出取下げ届（第3号

様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が、耐震関連事業の遂行が困難になり、耐震関連事業の補助金交付申請を取り下げたときは、前項の代理受領届出取下届が提出されたものとみなす。

(届出内容の変更)

第7条 申請者は、第4条の届出の内容に変更が生じる場合は、代理受領届出変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する代理受領届出変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出変更確認通知書(第5号様式)により当該届出を提出した申請者に通知するものとする。

- 3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合において、次条及び第9条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「代理受領届出確認通知書」とあるのは、「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(補助金の代理受領)

第8条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、代理受領に係る委任状(第6号様式)及び代理受領に係る補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(利用の取り消し)

第9条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- (1) 耐震関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 代理受領届出確認通知書の受領が確認できない場合
- (3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- (4) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

- 2 市長は、前項の規定に基づき代理受領の利用を取り消したときは、代理受領届出取消通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 代理受領を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。